



Vol.28

弁護士 岡 正俊
狩野・岡・向井法律事務所

★ヤマダ電機事件

今回のニュースレターでは、ヤマダ電機事件（前橋地裁高崎支部平成28年5月19日判決・労働経済判例速報3頁）をとりあげたいと思います。

1 事案の概要と本件判決の特徴

本件は、家電量販店の黒物家電フロア長として、新規店舗の開店準備等の業務に従事していた従業員（Aとします）が自殺したことについて、遺族（母親、兄）が、Aの自殺は長時間労働等によりうつ病に罹患してなされたものであるとして、会社に対し、安全配慮義務違反に基づく損害賠償を求めた事案です。

会社に対する訴えを提起する前に、遺族は労災申請をしており、労災が認められています。ところが、本件判決は、業務との因果関係も、精神障害（うつ病）の発症も認めませんでした。いわゆる過労死・過労自殺の事件は時々目にしますし、精神疾患や過労死・過労自殺の事件では、どちらかという労働基準監督署の労災不支給決定を裁判所が取り消す事案が目立つので、本件のように労働基準監督署が支給決定したにもかかわらず、裁判所が因果関係や精神疾患の罹患自体を否定する事件は珍しいと思います。

私達も、従業員が過労死・過労自殺したり、精神疾患に罹患したといったご相談はよく受けますが、その際には遺族側からの労災申請の時点から関わることも多く、労働基準監督署への会社側の意見書の提出に関与

することもあります。それは、労災が認められると、裁判所の判断はこれとは別とはいえ、やはり事実上大きな影響がある（つまり訴訟でも因果関係が認められる可能性が高い）からです。

本件で、労働基準監督署の判断と裁判所の判断が異なったのは、どのような事情によるのか見てみたいと思います。

2 労働時間について

労働基準監督署は、死亡直前1か月の時間外労働時間を106時間21分と認定しました。厚生労働省が定める精神障害の労災認定基準では、心理的負荷が中程度と評価される出来事があって、時間外労働時間が1か月100時間を超えたような場合は、総合評価が強とされるため、時間外労働が1か月100時間を超えていないかどうかについては気をつけてみるようにしています。

本件では上記の通り106時間21分であり、労働時間の捉え方によっては、1か月100時間を切る可能性もある事案です。

裁判所の認定では、死亡直前1か月の時間外労働時間は94時間30分と認定されました。

本件では特に終業時刻が問題となっていますが、終業時刻について、裁判所は、一般職の終業後管理職による最終ミーティングが行われており、その時間は長くて30分程度であり、最終ミーティング終了後、各フロア長は各売場でPOPの作成・確認、及び翌

日の段取り等の作業を行い、その余の時間には雑談や喫煙等も行って、管理職全員で退館・帰宅していたと認定しました。具体的な時刻については、黒物売場の一般職のうち、最も退社時間が遅かった者の退社時間（一般職については時間管理システム、または同システムが稼働するまでは手書きで時間管理をしていました）の約30分後に最終ミーティングが終了し、その概ね1時間後に業務が終了したと認定しました。

遺族側は、店舗の警備記録による退館時刻を終業時刻と主張しており、その退館時刻は遅い時には午前2時13分という日もあり、かなり遅く退館していたことが認められましたが、上記の通り、業務以外に雑談や喫煙を行い、他の従業員の作業が終わるのを待って管理職全員で帰宅していたとの認定をもとに、警備記録の退館時刻は終業時刻とは認められないと判示しました。

我々も、訴訟等で、タイムカードや警備記録、パソコンのログ等の客観的記録がある場合、そのような記録が労働時間を示すものではない理由として、雑談・喫煙・食事等を行っていたといった主張をすることはよくありますが、客観的資料がなく、従業員の方の証言に頼ることになるため、立証が不十分とされてしまうことがよくあります。この判決のように裁判所に認定してもらうためには、そのような実態があり、皆が口をそろえて同じ証言をするなどが必要だと思います。

3 精神疾患（うつ病）の発症について

本件判決は前記2の労働時間の認定に加え、開店準備等による心理的負荷もそれほど強かったとはいえないとして、業務と自

殺との因果関係を否定しましたが、「念のため」として精神障害（うつ病）の発症の有無についても判断しています。この点、労働基準監督署は、Aが「ビールを飲んでも目がさえてしまう」などと言っていたこと等を前提に、睡眠障害等の症状が現れていたと判断しました。

本件判決は、一方でAが「ビールを一口飲んで朝まで寝てしまった」「服を着たまま朝まで寝てしまった」などとも述べていたこと等を踏まえ、一定時間睡眠をとっていたと認定しています。また自殺の前日、Aが普段と変わらぬ食事をしており、食欲低下を窺わせる事実は認められないとしています。過労死や過労自殺の事件では、生前に精神障害の診断を受けていないことも多いのですが、同居している妻等が、夫が「仕事が大変」「よく寝られない」「疲れた」と言っていたなどと証言することで、精神障害が発症していたと認定されることがよくあります。

本件では、Aに妻はおらず、遺族側からそのような証言はされていないようです（少なくとも判決には顕れていません）。一方、会社側は、Aの自殺後、従業員に対するアンケートを実施しました。判決の認定では、アンケートの記載がかなり使われています。

4 まとめ

本件では、客観的な証拠に加え、アンケート等の従業員の証言が重視されて事実認定されています。アンケートはどのような答えが出てくるか分からないため、実施に躊躇する面もありますが、実態として過重な業務がない場合は有用なケースもあると思います。